

第一三共㈱の回答（平成27年12月10日）について

平成27年12月10日、第一三共㈱は、本市が求めた不溶化处理された埋設汚染土の全面除去に係る要望に関する確認事項について、別紙の書面を市長との面談のうえ提出されました。

その内容は、太陽光発電事業計画を中止すること及び埋設処理された汚染土は撤去せず今後も第一三共㈱が責任をもって適正管理を行うというものです。

本市の要望の主旨は、太陽光発電事業の中止ではなく、埋設処理された汚染土の全面除去について目処をたてることです。面談の中で市長は、汚染土の全面撤去及び浄化された地下水の野洲川への放流について、第一三共㈱が総合的な判断により、将来への展望を速やかに示されるよう改めて要望しました。

また、書面の内容について、事実誤認や問題点があります。

【書面内容の問題点等】

1. 「・・・7月3日に野洲市長の山仲様に面会のうえ・・・」の表記について
市長との面談は平成27年7月22日であり、第一三共㈱の誤認であること。

2. 地元自治会の要望について

第一三共㈱は、地元自治会から太陽光発電事業を要望されたことは一切なかったことを断言し、平成27年8月21日付の回答書に表記した地元自治会からの要望とは、従来から地域に迷惑がかかるようなものを建設しないでほしいといった趣旨の要望を受けていたというもので、回答書（平成27年8月21日付）の表現が適切でなく、誤解を招く表記があったことを認めました。

3. 「・・・幾度となく貴市環境課、都市建設部道路河川課のご担当者に計画の内容や準備状況につき共有させていただいておりました。」の表記について

本市は、将来の道路ネットワークの計画を検討するうえで、平成27年2月27日に道路河川課が第一三共㈱と情報交換しましたが、この時、第一三共㈱から太陽光発電事業計画の具体的な提示はありませんでした。市長への報告段階ではなかったものの、このことにより、情報の共有に関して、第一三共㈱と本市との認識に齟齬が生じた表記になりましたが、太陽光発電事業計画が正式に市に提示されたのは、市が要望書に表記した平成27年7月3日であることを改めて確認しました。

4. 野洲川への放流の経緯について

2006 年から実施の環境改善工事に際し、浄化した排水を野洲川へ放流された経緯について疑問点があります。

【要望の経過】

平成 27 年 7 月 3 日 野洲市に事業概要説明

(企画調整課、住宅課、環境課、道路河川課)

※ 事業着手に係る手続きにおいて、法的な問題はないと判断

7 月 22 日 第一三共(株)は、市長との面談で事業計画を説明

※ 新たな土地利用が開始されるこの機に、工場跡地に残存している不溶化処理された汚染土の全面撤去を口頭で要望。

7 月 23 日 第一三共(株)による地元説明会

(野洲自治会役員、市三宅自治会役員)

※ 滋賀県、野洲市とも提示の事業に問題はないと判断していると説明

※ 7 月 22 日に要望した件については一切触れられなかった。

8 月 4 日 市が第一三共(株)に対し要望書を送付

(平成 27 年 8 月 4 日付 野環第 354 号)

8 月 21 日 第一三共(株)から回答書

(平成 27 年 8 月 21 日付)

9 月 9 日 回答内容の疑問点等を確認する書面を送付

(平成 27 年 9 月 9 日付 野環第 389 号)

12 月 10 日 第一三共(株)は、市長との面談で確認事項について回答

(平成 27 年 12 月 10 日付)



2015 年 12 月 10 日

滋賀県野洲市

市長 山仲 善彰 様

第一三共株式会社

代表取締役社長

中山 讓治



弊社旧野洲川工場跡地における太陽光発電所事業計画の中止等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社の工場跡地管理に対し、ご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社旧野洲川工場跡地における太陽光発電所事業計画（以下、本計画）につきましては、貴市より 8 月 4 日付の要望に係る文書（野環第 354 号）を拝領し、弊社は 8 月 21 日付の文書にて回答いたしました。その後、貴市より 9 月 9 日付にて弊社回答に対する内容確認文書（野環第 389 号）をお預かりしております。

弊社は、法・制度を踏まえ、適切に跡地の管理を実施して参りましたが、貴市から改めて内容確認のご照会をいただいたことを受け、本計画を実施すべきかを検討して参りました。その結果、当該跡地の制度上の管理指導をいただく滋賀県様の確認をいただいたとはいえ、当該跡地の埋設管理物が今後 20 年間継続管理されることについての貴市のご懸念、太陽光発電所そのものに対する地域の方々の不安があるなかで本計画を進めることは適切でないと判断し、この度、本計画を連携して進めてまいりました清水建設とも協議し、本計画を中止することを決定いたしましたので、ここにご連絡申し上げます。

本計画は、弊社旧野洲川工場跡地の地下水モニタリングや建屋解体に関する地元自治会への説明時に自治会役員様より当該跡地の利活用についてのご意見をいただいていたこと等を踏まえ、推進されてきたものです。

弊社は、貴市がご指摘の「大規模な土地利用計画に関する事前協議」とは考えていないものの、本計画の検討段階において幾度となく貴市環境課、都市建設部道路河川課のご担当者に計画の内容や準備状況につき共有させていただいておりました。しかるに、7 月 3 日に野洲市長の山仲様に面会のうへ本計画についてご説明申し上げた際に、山仲様より本計画は「新たな土地利用の展開であり、所有権に変更はないものの実質的な土地の管理責任に変更が生じ、残存する汚染土壌の処理に係る責任の分散等につながることを懸念している」とのご指摘を受けたことについては、本計画の準備の経緯を鑑みると弊社にとっては大変残念なことでした。

本埋設管理物については、8 月 21 日に回答のとおり、安全上問題ないことを確認しており、また、本計画の有無に拘らず、埋設管理物除去の計画は現時点では有りません。

弊社は、第一三共グループ企業行動憲章にて「法令およびルールなどを遵守し、生命関連企業としてふさわしい高い倫理観と社会的良識をもって行動する」ことを宣言しております。法令にさえ違反しなければよいと考えることなく、環境問題にも主体的に対処していく所存であります。貴市にご指摘いただきましたとおり、埋設管理物の管理にあたりましては、この精神に反することがないように今後とも弊社が責任を持ち、適正に管理いたします。

なお、貴市より照会いただきました6項目についての弊社の見解は以下のとおりです。

1. 地元自治会からの要望について、いつどのような要望があったのかについて
 - ・2012年3月14日の地下水モニタリング計画の変更に関する地元役員説明会において、野洲自治会様より避難場所や自治会の運動会のグラウンドとしての活用についてお話をいただいております。また、他の説明会時にも跡地の利活用について要望をいただいております。
2. 市との事前協議が行われなかったことについて
 - ・上記本文中に記載のとおりです。
3. 埋設管理物の撤去を明確にしないことについて
 - ・本埋設設備施工は滋賀県様の指導を受け、土壌汚染対策法等における基本的な対策として、長期管理を行っているものです。滋賀県様、貴市もその施工時に現地確認いただいております。また、ご報告しております通り、現状モニタリング結果からこの対策は適切であると判断します。モニタリング結果を確認し、適切に管理・報告することは企業倫理や社会的責任に適うものと考えます。
4. 将来的な撤去についての相互確認の必要性について
 - ・これまでのモニタリングを継続しつつ、法・制度上の環境変化等を踏まえ、将来の撤去については検討いたしたく存じます。その際には弊社の責任において、滋賀県様の指導をいただきながら、貴市とも相談のうえで検討を進める所存です。
5. 市による指導とは制度上何を指しているのかについて
 - ・制度上の指導主体が滋賀県様であることは承知しておりますが、地元への説明会などに際しては、貴市担当者様のご意見、ご助言をいただいているという認識です。
6. 野洲川への放流の経緯と環境・治水・安全の観点からの対策について
 - ・2006年から実施した環境改善工事に際して、排水処理について国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所様と協議、現地を確認いただき、浄化処理した排水を野洲川へ放流したことが契機となります。揚水処理水（活性炭による吸着）の分析結果についてはデータを県南部環境事務所様、琵琶湖河川事務所様、貴市に定期的に報告しております。

今後とも変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上

(参考)

既提出資料

※ 以下の資料は平成 27 年 8 月 21 日及び平成 27 年 11 月 20 日開催の環境審議会に提出した資料です。

- 市が第一三共㈱に回答の内容を確認（平成 27 年 9 月 9 日）
『『要望事項への回答について』の内容確認について』
 - 平成 27 年 8 月 21 日開催 環境審議会資料
「旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について」
 - 第一三共㈱が市に回答（平成 27 年 8 月 21 日）
「貴市要望事項への回答について」
 - 市が第一三共㈱に要望（平成 27 年 8 月 4 日）
「旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について」
- ① 旧三共野洲川工場跡地位置図（汚染土埋設ピットの位置）
 - ② 旧三共株式会社野洲川工場跡地での土壤汚染対策概要



野環第 389 号

平成 27 年 9 月 9 日

第一三共株式会社

代表取締役社長 中山 譲 治 様

野洲市長 山 仲



『要望事項への回答について』の内容確認について

初秋の候、ご貴社におかれましては益々清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市が平成 27 年 8 月 4 日付け、野環第 354 号で貴社に対して要望書を提出したところ、平成 27 年 8 月 21 日付けで貴社から回答書をいただきました。本市といたしましては、貴社が計画されている太陽光発電事業により、現在においても潜在的にリスクが存在していると考えられる埋設処理汚染土が、今後 20 年間処理されないことが事実上確定し、しかも 20 年後処理される保障はなく、20 年後に事業の延長や更新をされることもありえることから抜本的な解決が図れないと考えています。

こうした課題を踏まえ、市としては回答書の【回答】の文中に示された内容について、その趣旨を確認したい部分がありますのでお尋ねいたします。

つきましては、下記の確認事項について書面でお答えいただきますようお願いいたします。

記

【確認事項】

1. 地元自治会の要望について

「・・・跡地の活用については、地元自治会様からもその検討を要望されており、・・・」とありますが、本市は、回答書を受けてから地元自治会（野洲自治会、市三宅自治会）に要望の事実を確認したところ、地元自治会からは貴社に対し、跡地の活用に関して、これまで何ら要望した事実はないと伺っています。

回答書に明記された内容は、いつ、どのような要望があったのかを具体的にご提示いただきたいこと。

2. 本市が推進する施策について

「・・・本件は滋賀県様、野洲市様で推進されている再生可能エネルギー事業にも該当するものであり、・・・」とありますが、これは、本市が総合計画で再生可能エネルギーの促進を掲げている部分をご指摘いただいたものと思います。貴社がご提案された太陽光発電事業については、工事着手直前の平成 27 年 7 月 3 日に正式にご提示をいただいたわけですから、本市との事前協議等を経て進められたものではなく、あくまで貴社内部でご判断されたものと認識しています。むしろ、本市の要望は生活環境の保全であり、埋設処理されている汚染土の完全除去と考えています。

本市は、長期的な視点でまちづくりに取り組んでおり、大規模な土地利用計画について、事前協議なしに進められた今回の経緯には信頼関係において危機感を感じるところです。

こうしたことから、回答書の「本市が推進されている再生可能エネルギー事業にも該当」と明記された部分について、事前協議等が行われなかったことについての見解を伺いたいこと。

3. 撤去の必要性がないと判断されたことについて

「・・・関係法令等各方面から検証した結果・・・その必要性がない・・・」とありますが、貴社グループ企業行動憲章では、『生命関連企業としてふさわしい高い倫理観と社会的良識をもって行動する』、『行政などを含めたステークホルダーとの健全かつ正常な関係を保つ』、『環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件として、事業活動が及ぼす環境への影響に主体的に対処する』、『「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う』と明記され、高い倫理観と社会的責任感を認識されたうえで企業活動が行われているものと理解しています。

このことを踏まえますと、本市としては、貴社の企業活動を起因として埋設処理されている汚染土の撤去が明確にされないことへの不信感があります。貴社の高い企業倫理観と社会的責任を踏まえたご判断について、その見解をお尋ねしたいこと。

4. 現時点では実施しないと表記されたことについて

「・・・埋設物の除去については、現時点では実施しない・・・」とありますが、『現時点では』と表記されているのは、将来、貴社の責任において撤去されることを示唆されているのでしょうか。また、そうであれば、計画を明らかにし、現時点で将来の除去に関して双方が確認しておく必要がありますので、見解を明らかにしていただきたいこと。

5. 制度における本市の指導について

「・・・滋賀県様、野洲市様のご指導をいただきながら弊社が責任を持ち管理地として適正に管理する・・・」とありますが、当該土地に関する指導の根拠となるのは土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例であり、これに基づく措置は制度上県の権限です。また、市の指導を受けるとの意向にもかかわらず、今回の市からの要望の対応には矛盾するのではないかと考えています。

こうしたことから、貴社に対する本市の指導とはどのような制度を想定されているのかを具体的にお示しいただきたいこと。

6. 一級河川野洲川への放水について

報道では「・・・地下水は浄化して野洲川に放流しており・・・」となっていますが、これに関する経緯と現況を明らかにするとともに、環境・治水・安全の観点からその対策等を明らかにしていただきたいこと。

以上

旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

第一三共(株)は、平成 27 年 7 月 3 日、本市に対し旧三共株式会社野洲川工場跡地で、太陽光発電事業計画を提示しました。これまでのように農薬類の製造工場跡地として汚染土を保存的に管理されてきた状況とは異なり、新たな土地利用を展開されることとなります。

当地は、現在も有害物質（砒素、水銀）を含有する多量の汚染土が埋設されており、これが残存する問題は、将来にわたり地域の環境に不安を残すこととなります。また、展開される太陽光発電事業は第三者により長期間事業運営されることから、新たな権利が発生し、汚染土の処分等に係る責任の分散化が懸念されます。

本市としましては、野洲市環境を守り育てる条例に定めるとおり、市民の健康保持、生活環境の保全、健全な発展を目指すため、新たな土地利用計画が進められるこの機に当該工場跡地に埋設処理された汚染土の全面撤去について、7 月 22 日の市長面談において口頭で要望すると共に、別紙書面により第一三共(株)に対して要望いたしました。

【提示された土地利用計画の概要】

場 所： 野洲市野洲 1041 番地 他 9 筆（旧三共株式会社野洲川工場跡地）
面 積： 約 64,000 m²（敷地面積）
利 用 計 画： 太陽光発電事業
事 業 運 営： 第三者による運営
設備の規模： 約 4,000kW
工 事 予 定： 平成 27 年（2015 年）9 月 ～ 平成 28 年（2016 年）3 月

【事業の提示から要望書提出までの経過】

平成 27 年 7 月 3 日 午前：滋賀県南部環境事務所に事業概要説明
午後：野洲市に事業概要説明（企画調整課、住宅課、環境課、道路河川課）
※ 事業着手に係る手続きにおいて、法的な問題はないと判断
7 月 22 日 第一三共(株)が、市長に事業計画を説明
※ 事業計画を歓迎する一方、新たな土地利用が開始されるこの機に、工場跡地に残存している不溶化処理された汚染土の全面撤去を市長から第一三共(株)総務部長（当該事業責任者）に今回の要望の主旨を口頭で伝える。
7 月 23 日 第一三共(株)による地元説明会（野洲自治会役員、市三宅自治会役員）
※ 滋賀県、野洲市とも提示の事業に問題はないと判断していると説明
※ 7 月 22 日に要望した件については一切触れられなかった。
（出席者に聞き取り）
8 月 4 日 市が第一三共(株)に対し要望書（平成 27 年 8 月 4 日付）を送付
8 月 7 日 第一三共(株)が市の要望書を受領

【法的な規制等】

① 土壤汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行）

目的：土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

第 3 条（概要）

土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させ、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く。

② 滋賀県公害防止条例

第 50 条（概要）

使用が廃止された特定施設で、その廃止時において指定有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であつた土地（以下「指定有害物質使用地」という。）において、土地の形質の変更をしようとする者は、汚染の状況について、規則で定める方法により調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、予定されている利用の方法からみて土壤の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

第 50 条の 4（抜粋）

知事は、指定有害物質使用地の台帳を調製し、これを保管するものとする。

知事は、指定有害物質使用地台帳の閲覧を求められた場合は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

※ 旧三共株式会社野洲川工場は、指定有害物質使用地台帳に登録されている。

※ 当該工場跡地は、①、②のただし書きを適用し、現時点では調査等を猶予されている。

【工場跡地に係る土壤汚染対策の経緯】

昭和 14 年 ： 三共株式会社野洲川工場操業開始

昭和 30 年代 ： 工場内で火災発生（詳細は不明）

焼失した農薬類、瓦礫を工場敷地内に埋設処理

昭和 48 年 ： 農林水産省の指導を受け、工場敷地内に廃農薬（BHC、DDT）を埋設

平成 4 年 ： 過去の火災で発生した廃農薬（砒素、水銀）等が埋設されていたものを場外撤去し、
汚染土壌を不溶化処理 位置図 …… 資料①

平成 18～20 年：工場閉鎖（平成 15 年）後、場内の土壤汚染を浄化処理

平成 21～22 年：埋設農薬(BHC、DDT)を全て場外へ搬出し、処分

※ 平成 4 年に不溶化処理された砒素・水銀を含有する汚染土が、現在も工場跡地に残存している。

上記概要 …… 資料②

【資料】

要望書 旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

資料① 旧三共株式会社野洲川工場跡地位置図

資料② 旧三共株式会社野洲川工場跡地での土壤対策概要

滋賀県野洲市

市長 山仲 善彰 様



2015 年 8 月 21 日

第一三共株式会社

代表取締役社長

中山 義治



貴市要望事項への回答について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社の工場跡地管理に対し、ご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2015 年 8 月 4 日付で拝領いたしました、野環第 354 号「旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について」に関し、以下のとおり回答申し上げます。

記

【ご要望事項】

当該土地を太陽光発電事業のために使用する計画に際して、工場跡地に残存する有害物質を貴社の責任において全面除去することを強く要望する。

【回答】

弊社では、土壤汚染対策法施行前の 1993 年（平成 5 年）に構内 2 ヶ所の埋設ピット内に汚染土壌を不溶化のうえ保管し、以降、滋賀県様、野洲市様とも連携し、地下水モニタリングによる安全管理に努めております。一方で跡地の活用については、地元自治会様からもその検討を要望されており、種々検討の結果、環境への影響、事業による地元貢献の視点から、今般清水建設（株）と連携し太陽光発電事業を進めることといたしました。

ご案内のように、本事業のためのパネル敷設工事は、地上部のみの施工であり地下部に影響がなく、従前の保存的管理に変更を生じるものではありません。また、本件は滋賀県様、野洲市様で推進されている再生可能エネルギー事業にも該当するものであり、当該土地の活用策として適したものと考えております。

本埋設管理物は、長期安全管理の視点で施工しており、地下水モニタリングにより安全上問題ないことを確認しております。当然ながら従前の地下水モニタリングおよび跡地管理についても継続的に弊社が実施することに加え、関係法令等各方面から検証した結果、本事業実施に伴う地下埋設管理物の撤去については、その必要性がないことから、今般ご要望いただきました埋設物の除去については、現時点では実施しない方向で進めたく存じます。

今後とも、跡地については滋賀県様、野洲市様のご指導をいただきながら弊社が責任を持ち管理地として適正に管理する所存でございます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上



野環第 354 号

平成 27 年 8 月 4 日

第一三共(株)

代表取締役社長 中山 譲治 様

野洲市長 山仲



旧三共株式会社野洲川工場跡地に係る要望について

盛夏の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社におかれましては、市内での長年にわたる事業継続により、地域経済の発展及び雇用確保等に多大なご貢献をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、去る平成 27 年 7 月 3 日、貴社から貴社所有の旧三共株式会社野洲川工場跡地（以下、「工場跡地」という。）の新たな土地利用計画についてご提示いただきました。ご計画案では、工場跡地全面を活用した太陽光発電事業の計画となっており、事業運営を第三者が行い、20 年間の事業計画となっています。

当該工場跡地では長年にわたり農薬類を製造されていた経緯があり、滋賀県公害防止条例に基づく指定有害物質使用地として県が登録している土地です。また、過去の工場火災時の砒素、水銀等の有害物質を集約してピットに埋設保管管理され、また貴社において多額の経費をかけて既に除去はされていますが、昭和 48 年の国の農薬規制に伴い市場から回収した農薬 249.8 トンを保管していた経緯もあります。こうした過去の経緯と現状を踏まえ、貴社は平成 15 年 3 月に工場を閉鎖後も、自社の責任において、これまで継続的な監視体制の下で周辺住民の健康被害が生じるおそれがないよう適正な土地管理を実施されてきました。

平成 23 年に長年の懸案であった上記の回収農薬の除去に際しては、本市も国の交付金と合わせて相当の支援をいたしました。その際に市民、地域からは地下ピット等に埋設保管されている砒素及び水銀の高濃度含有土（以下「砒素・水銀汚染土」という）の除去処理についても問題提起がなされました。しかし、当該土地が農薬工場の跡地として保存的に管理されているという前提で、貴社への要望を行いませんでした。

本市として、ご計画の太陽光発電事業計画は再生可能エネルギーを通じて温暖化対策に貢献するものとして歓迎いたしますが、これまでのような農薬工場跡地としての管理地とは異なり、新たな土地利用の展開であり、所有権に変更はないものの実質的な土地の管理責任に変更が生じ、残存する汚染土壌の処理に係る責任の分散等につながることを懸念しています。

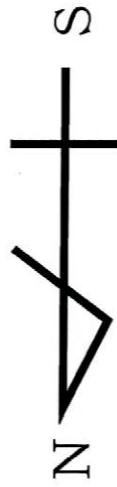
なお、これまで貴社による工場跡地の地下水調査の結果からは、有害物質のエンドリンが現在も規定値を超えて検出され浄化処理が行われていることや、平成 4 年に貴社が工場跡地に不溶化処理された砒素・水銀汚染土を含有する有害物質が現在も埋設された状態で

あることから、これらが残存する限り工場跡地の有害物質の問題は完全に解消されていないと考えています。

本市は野洲市環境を守り育てる条例に定めるとおり、市民の健康の保持、生活環境の保全、本市の健全な発展を、将来にわたって保全する責務があり、上記の状態が永続的になることは将来にわたって大きな課題を残すことになると考えています。

つきましては、ご提案の計画を進められるこの機会に、工場跡地に残存する有害物質を、貴社の責任において全面除去されるよう強く要望いたします。

資料①



野洲川

旧三共株式会社野洲川工場跡地での土壌汚染対策概要

資料②

	(1) 水銀・ヒ素含有農薬処理	(2) 工場閉鎖時の土壌汚染浄化処理	(3) 埋設農薬(BHC等)処理
除去時期	平成4年6月16日～同12月16日	平成18年7月24日～20年5月31日	平成21年11月1日～22年6月30日
対象物質	ヒ素、水銀 (昔の火災で発生したヒ素、水銀を含有する廃農薬が埋設されていた)	ヒ素、水銀、POPs農薬5種類 (工場閉鎖による調査で汚染確認)	BHC、DDT (昭和47年に使用禁止となった農薬を地下コンクリートピットに埋設)
市の支援	三共(株)(当時)独力による。 汚染土壌の埋設処理指導は滋賀県町(当時)は地元対策指導 工事費:記録なし	第一三共(株)独力による 汚染土壌の埋設処理指導は滋賀県市は地元対策指導 工事費:記録なし	埋設農薬適正処理事業補助金 全体工事費:301,350千円 補助対象費:284,817千円 県補助金: 135,081千円(国・臨時交付金) 市補助金: 7,000千円(一般財源)
工事概要	廃農薬(容器含む)撤去・外部処理 汚染土壌はコンクリート不溶化し、埋設処分	汚染土壌は洗浄処理のうえ埋め戻し 汚染が強いものは外部搬出	埋設農薬(容器含む)、ピット内 土砂とも外部搬出・処分
監視対策	工事中及び埋設処理後の敷地内 地下水モニタリング いずれも不検出	工事中及び浄化処理後の敷地内地下水 モニタリング ・ヒ素、水銀は不検出 ・POPs農薬類が検出する箇所あり	地下水モニタリングを昭和47年 より敷地内2箇所毎年4回継続調査 いずれも不検出
周辺への影響	敷地外は15箇所の民家井戸で地下水 モニタリング ・ヒ素、水銀は不検出	敷地外は15箇所の民家井戸で地下水 モニタリング(井戸の位置は(1)と同じ) ・ヒ素、水銀は不検出 ・野洲の1箇所でクロルデンが指針値 未達で現在も継続検出。 検出原因不明	なし
今後の対応	埋設処分が継続する間、モニタリング 継続	ヒ素、水銀は継続(同左) POPs農薬はクロルデン1箇所除き休止	完了